

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて（令和 4 年 3 月 30 日）

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり設立の認証を取り消しました。

不利益処分の内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

不利益処分の理由となる事実

所轄庁に提出しなければならない事業報告書等を 3 年以上にわたって提出していないため。

不利益処分の対象となる特定非営利活動法人

- 1 名称 特定非営利活動法人人と人をつなぐ会
事務所所在地 仙台市青葉区本町二丁目 1 番 7 号 本町奥田ビル 2 階
設立認証日 平成 22 年 3 月 4 日
- 2 名称 特定非営利活動法人次世代エネルギー・環境ジュンカン
事務所所在地 仙台市青葉区荒巻本沢 3 丁目 3-29 ビューパレス荒巻 301 号
設立認証日 平成 24 年 5 月 7 日
- 3 名称 特定非営利活動法人 東北復興技術機構
事務所所在地 仙台市宮城野区蒲生字須賀前 24 号
設立認証日 平成 24 年 7 月 5 日
- 4 名称 特定非営利活動法人ドローンサポート東北
事務所所在地 仙台市青葉区中央 4 丁目 7 番 25 号 ライオンズマンション中央 1209
設立認証日 平成 29 年 7 月 4 日